INFORMATION 情報掲示板

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です

期限内納付が困難な場合は、早めにご相談ください

【納税は私たちの義務です】

税金は、教育や福祉、防災、道路や水道の整備・補 修など、私たちが安心して健康に暮らせる環境づくり の重要な財源です。税金の滞納は住民サービスに支障 を来すことにつながるとともに、納期限内に納税して いる人との公平性を欠くことにもなります。

このため11月から12月までの2カ月間を県下一斉 「滞納整理強化月間」として徴収強化に取り組みます。

【税金の納め忘れはありませんか】

市では、支払い能力があるのに納付がない滞納者に 対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を実施して います。

〇税金を滞納すると延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、完納するま での間、年8.9%(平成30年の場合。ただし、納期 限後1カ月は2.6%の延滞金がかかります。

○税金を納めなければ財産を差し押さえます

納期限内に税金が完納されなければ、督促状を発 送します。それでも納付や連絡がない場合は、催告 書を送付するのと同時に、預金や給料、不動産など の財産を調査し、財産が確認されれば、差し押さえ ます。差し押さえた財産は、取り立てや公売により 換価(換金)し、滞納金などに充当します。

【納税相談(税務課窓口)】

期限内納付や滞納額の一括 納付が困難な場合は、早めに 照会先へご相談ください。

- ·平日 8時15分~17時
- ・毎週火曜日は19時まで

照 会 税務課収納推進室 **20** 0 5 3 7 8 5 1 1 7 4



女性に対する暴力の相談窓口

一人で悩まず、相談の一歩を踏み出しませんか

夫やパートナーからの暴力や性犯罪、セクシュア ルハラスメントなどの暴力は、女性の人権を侵害す る決して許されない行為です。

市には女性の悩みを気軽に相談できる女性相談員 がいます。相談を希望する人は市女性相談専用ダイ ヤルへお電話ください。

相談日 月・水曜の9時~17時(祝日は除く)

市女性相談専用ダイヤル ☎0537298730

11月は「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化 週間 | と「女性に対する暴力をなくす運動 | が実施さ れます。女性の人権でお困りの人はお電話ください。

〇「女性の人権ホットライン」強化週間

期 間 11月12日(月)~11月18日(日)

8時30分~19時(土・日曜日は10時~17時) ※強化週間以外の期間は平日8時30分~17時15分

相談ナビダイヤル ☎0570(070)810

主催 静岡地方法務局、静岡県人権擁護委員連合会

▲パープルリボン

○「女性に対する暴力をなくす運動」期間

期 間 11月12日(月)~11月25日(日)

福祉課 ☎0537851121

県内山林で狩猟が始まります

ハイキングなどで山林に入る場合は注意

次の期間中、県内では狩猟が解禁されます。狩猟 者は、わな、猟銃、網を使用して狩猟します。作業 やハイキング、山菜摘みなどで山林に入る場合はご 留意ください。

期 間 11月1日(木)~3月15日(金)

- ・狩猟者が視認しやすいよう、目立つ色の服装を心 がける(シカのお尻と同色の白色や迷彩色は、狩猟 者に誤認される恐れがあるため避けてください)。
- ・ラジオや鈴など音が鳴るものを携帯する、声を出 して歩くなどし、自分の存在を周囲に知らせるよ う心がける。
- ・獣道にわなが設置されてい る場合があるため通常の山 道から奥にはできるだけ入 らない。
- ・わな設置場所付近には、設 置者の氏名などが記載され た標識があるため、標識を 見かけたら近づかない。



照 会 農林水産課 ☎0537851125